

令和7年度（仮称）江東区公園マスタープラン策定支援業務委託 仕様書（案）

1 業務名

令和7年度（仮称）江東区公園マスタープラン策定支援業務委託

2 業務の趣旨

本業務は、公園の特色を活かした魅力的な公園整備方針や地域と協働した柔軟な管理・運営方針を検討し、「（仮称）江東区公園マスタープラン」（以下、「マスタープラン」という。）の策定に伴う業務の支援を行うものである。

3 委託期間

契約締結日（令和7年8月中旬）の翌日から令和8年3月31日

4 委託内容

以下の内容のとおり、基礎的資料の作成等を行い、（仮称）江東区公園マスタープランを策定するための支援を行うこと。また、策定に当たっては、令和7年度、令和8年度の2か年を検討期間として予定している。

(1) 対象となる公園等

区立公園	:	173園
区立児童遊園	:	99園
遊び場等	:	13園
機能を参照する公園		
都立公園	:	7園
海上公園	:	19園
国営公園	:	1園

(2) 業務計画

業務の目的や趣旨を把握したうえで、業務を円滑に進めるための全体工程、実施体制、作業手順等必要なものをまとめた業務計画書を作成すること。また、受託者は各種調査方法、中間報告及び調査報告書の取りまとめ方法について協議を行うこと。

(3) 現況調査及び課題の整理

ア 上位計画及び関連計画等の整理

区の上位・関連計画及び関連する国や都の計画等について調査・研究を行い、都市公園を取り巻く環境や社会情勢の変化について整理する。

※ 上位・関連する区の計画

江東区基本構想、江東区長期計画（後期）、江東区公共施設等総合管理計画、江東区都市計画マスタープラン2022、江東区みどりの基本計画

(後期)、江東区環境基本計画、江東区地域防災計画、江東区こども計画、江東区スポーツ推進計画、観光推進プラン、(仮称)江東区生物多様性地域戦略(策定中) など

イ 現状把握

各公園等について、公園台帳、竣工図、公園調書をもとに法令上の位置づけや公園の配置・機能・管理状況に加えて、地域特性や周辺住環境、地域要望、占用状況など、幅広い観点から整理を行う。

ウ 現地調査・利用実態調査

公園等に対する利用実態調査を行い、公園利用者数や公園利用者の年齢層や利用時間帯などを整理する。

公園利用実態調査の方法や対象公園については、提案により決定する。なお、調査は、晴天時に平日1回、休日1回以上とし、各地区に分けて実施することとする。また、親水公園等の広域にまたがる公園については、調査方法を考慮すること。

※ 地区の割り振りについては、城東北部地区、城東南部地区、深川北部地区、深川南部地区、南部地区西、南部地区東、湾岸地区の7地区とする。

エ 課題の整理

現況調査及び利用実態調査に基づき、公園等における課題を整理する。

課題の整理においては、次項で把握する区民・利用者ニーズ等を踏まえて、公園施設や機能、適正配置など様々な観点にて解決すべき課題を抽出し、江東区全体と地区別の課題を整理する。また、指定管理者制度をはじめ、民間活力の活用における課題や他自治体の動向・事例等を整理する。課題や事例等の整理に当たっては、庁内関係部署や他自治体へのヒアリングを行うものとする。

オ 現地での周知及びアンケート

マスタープランの策定に伴う利用実態調査について、現地掲示による周知を行うとともに、アンケート調査を実施する(アンケート調査の内容や方法については、「(4) 区民アンケート等の実施」と併せて実施するものとする。)

(4) 区民アンケート等の実施

公園等における区民及び利用者のニーズ調査を実施する。実施方法については、提案により決定する。

アンケート調査については、郵送方式とWEB方式を想定しており、郵送方式は、区民を対象に無作為抽出にて1,000名程度、WEB方式については、区民及び区内在学、在勤者を対象としている。アンケート内容については、区と協議を行うとともに、学識経験者へのヒアリング後に決定し、受託者が調査票を作成する。なお、区は宛先シール及び発送用封筒のみを支給し、受託者が返送用封筒の用意及び発送に伴う印刷、封入作業を行い、対象者に発送する。

(5) 関係団体へのヒアリング

区立公園の指定管理者や公園運営を実施しているボランティア団体、NPO法人等へ、公園の管理・運営における課題や公園のトレンド・ニーズ等のヒアリングを実施する。ヒアリング対象は、5団体程度とする。

(6) 計画の枠組みの整理・検討

公園等の現状、利用者ニーズに対する課題解決の方針、公園の特性を活かした施設や機能の配置を検討し、整備方針及び管理運営方針の枠組みを整理する。

なお、区の特色や魅力を活かすため、枠組みの整理にあたっては、江東区みどりの基本計画（後期）における「本計画における新たな視点」等、上位・関連計画における課題や考え方に留意するとともに、区民ニーズの高い施設や課題等については、区と協議した上で整理・検討する。

(7) 目標等の検討及び設定

上記(3)～(6)の調査結果及び検討状況を踏まえ、関連する法令や他の個別計画等との整合及び調整を図りつつ、目指す公園像の方向性とおおまかな目標設定、設定すべき指標の整理を行う。

(8) 策定委員会等の運営支援

策定委員会等について下記の運営支援を行う。

ア 会議への出席

イ 会議の事前準備、資料の作成

（必要部数のコピー及び必要に応じて補足資料の作成を含む。）

ウ 会議における意見の整理

エ 議事録（要旨）作成（録音・要点記録）

会議終了後、会議資料や議事録は区ホームページにて公開するものとする。

オ 策定委員会幹事会

区課長級職員（約15人程度）により構成される検討組織として、年2回程度開催を想定する。

カ 策定委員会

学識経験者（約3人程度）及び区部長級職員（約5人程度）により構成される検討組織として、年1回程度開催を想定する。

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時を含めて4回実施する。ただし、必要に応じて打合せを随時行うこと。

5 成果品

以下のとおりとする。また、データ類はDVD-Rもしくは外付けHDDに格納し納品する。なお、納品するデータは最新のウィルス対策ソフトを使用しウィルスチェックを行う。また、図や図面等のデータは、区と協議の上、編集元のデータ形式も納品する。

(1) 業務報告書 一式

委託業務に関して作成した資料

- (2) 打合せ協議簿 一式
- (3) 上記電子データ 一式

6 納品期限及び納品場所

取りまとめた成果品の納品は、以下のとおりとする。

- (1) 納品期限 令和8年3月27日
- (2) 納品場所 江東区土木部河川公園課計画調整係

7 遵守事項

- (1) 本委託に関する成果品の所有権は区に帰属する。受託者は、本業務で知り得た情報を受託者以外の第三者に漏らしてはならない。また、成果品（作業等の実施過程において得られた記録を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、区の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 本業務期間中にトラブルが発生した場合は、速やかに区へ連絡する。ただし、受託者の責任により発生した場合は、受託者において一切の処理をする。
- (3) 本業務に関する資料、成果品の所有権は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承認を得ることなく第三者に公表、貸与及び使用をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の完了後速やかに書類を点検整備し、成果品を提出する。成果品の引渡し後に内容の不備、不完全が発見された場合には受託者の負担と責任で直ちに補正する。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区への申請を必要とする。
- (6) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、自動車を使用する場合は、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。

8 支払方法

受託者は、業務完了日に委託完了届を区に提出し、区の行う履行確認と検査に合格した後に請求を行うこと。区は、請求に基づき一括で支払うこととする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の履行に関わり疑義が生じた場合は、区と受託者との協議の上決定する。
- (2) 本仕様書に特に明記がないもの、令和8年度の策定に向けて必要となる事項の検討や本業務を進めるうえで当然に必要な資料やデータ等の作成は受託者の責任において行うものとする。

10 担当部署

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区土木部河川公園課計画調整係 担当 小塊、松井

電話：03-3647-9426

メール：kasenkeikaku@city.koto.lg.jp